

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方の 医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、後期高齢者医療の被保険者の方で、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

※後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方または65～74歳の方で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方です。

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日から

| 区分 | 医療費負担割合 |
|---------|---------|
| 現役並み所得者 | 3割 |
| 一般所得者等※ | 1割 |



| 区分 | 医療費負担割合 |
|------------|---------|
| 現役並み所得者 | 3割 |
| 一定以上所得のある方 | 2割 |
| 一般所得者等※ | 1割 |



被保険者全体の約20%
(全国)

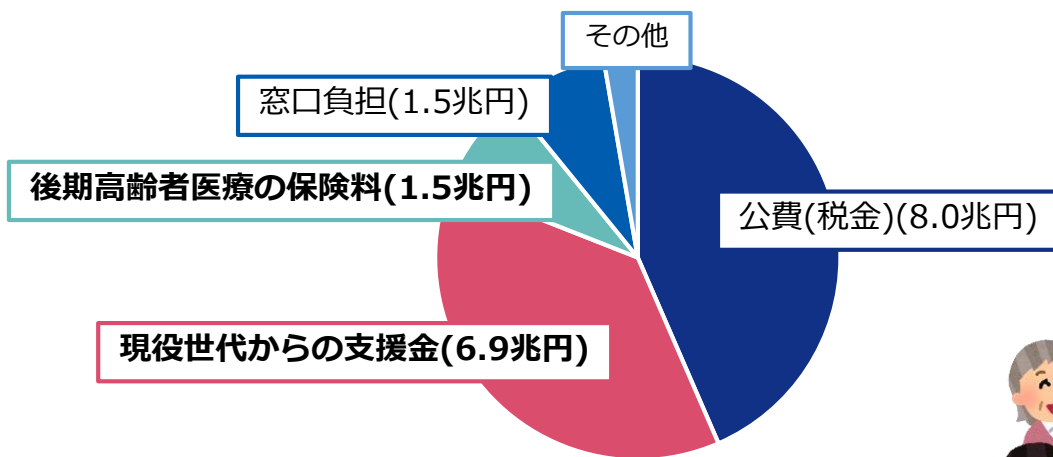
鹿児島県は約14%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

後期高齢者の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



約300万人増加

75歳以上人口の増加

1,880
万人

2,180
万人

令和3年度

令和7年度

現役世代からの支援金の増加

6.8兆円

8.1兆円

令和3年度

令和7年度

窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。
(令和3年中の所得をもとに、令和4年6月頃から判定が可能になり、令和4年9月頃に被保険者証を送ります)



世帯内75歳以上の方※1のうち課税所得※2が145万円以上の方がいるか

↓ いる

↓ いない

以下の①～③のいずれかに該当するか

- ①世帯に75歳以上の方※1が1人で、その方の収入が383万円未満である
- ②世帯に75歳以上の方※1が2人以上で、収入の合計額が520万円未満である
- ③世帯に75歳以上の方※1が1人で、70歳～74歳の方がいる場合、その方の収入を合わせて520万円未満である

該当する

世帯内75歳以上の方※1のうち課税所得※2が28万円以上の方がいるか

↓ いる

↓ いない

世帯に75歳以上の方※1が2人以上いるか

↓ 1人だけ

↓ 2人以上

「年金収入※3+その他の合計所得金額※4」が200万円以上か

「年金収入※3+その他の合計所得金額※4」の合計が320万円以上か

該当しない

200万円未満

200万円以上

320万円未満

320万円以上

世帯全員が
3割

1割

2割

世帯全員が
1割

世帯全員が
2割

世帯全員が
1割

※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が**50,000円**の場合

| | |
|---------------|---------|
| 窓口負担割合1割のとき ① | 5,000円 |
| 窓口負担割合2割のとき ② | 10,000円 |
| 負担増 ③ (②-①) | 5,000円 |
| 窓口負担増の上限 ④ | 3,000円 |
| 払い戻し等 (③-④) | 2,000円 |

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

お問い合わせ

■ 厚生労働省コールセンター (TEL 0120-002-719)

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

- 始良市役所 保険年金課 高齢者医療係 TEL 0995-66-3117 (直通)
- 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 TEL 099-206-1329 (直通)

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には

令和4年10月頃に鹿児島県後期高齢者医療広域連合から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。



書類は必ず郵送でお届けします

